

小川町ホームページリニューアル業務委託

仕様書

令和6年4月

小川町

目次

1. 業務概要	2
2. 業務目的	2
3. 基本方針	2
(1) 本町の魅力・特色を町内外へ効果的に発信できるホームページ.....	2
(2) 利用者が必要とする情報に簡単にたどりつき、より多くの情報を提供 できるホームページ.....	2
(3) 職員によるコンテンツ作成・更新の容易性を高め、同時に高齢者・障 害者を含めたすべての利用者が支障なく利用できるホームページ.....	2
(4) 職員の誰もが簡単に情報を掲載でき、統一されたデザインのホームペ ージ.....	2
(5) 災害発生等の緊急時でも迅速かつ継続的に情報を提供できるホームペ ージ.....	3
(6) 拡張性の確保及び柔軟性の高い保守運用対応が可能なホームページ .	3
4. 業務内容	4
5. 対象ホームページ	4
6. 要求仕様	4
(1) システム構築.....	4
(2) ホームページ要件.....	5
(3) 職員研修等	8
(4) 運用・保守	9
7. 著作権等	11
8. 守秘義務	11
9. その他	12

1. 業務概要

(1) 業務名

小川町ホームページリニューアル業務委託

(2) 本仕様書の趣旨

本仕様書は「小川町ホームページリニューアル業務委託」にあたり、前提となる仕様を提示するものである。

(3) 契約期間

リニューアル期間 契約締結から令和7年1月31日まで
(本番環境への切り替えは令和7年2月1日とする)

運用・保守期間 令和7年2月1日から令和12年1月31日まで

2. 業務目的

小川町ホームページは、ホームページ管理システム（CMS）にて、各課の情報発信を行ってきた。しかし情報発信の即時性の確保や利用者ニーズの多様化からくるホームページの機能やデザイン、アクセシビリティや自治体 DX を見据えた対応について、より一層の改善が求められるようになった。

そこで本町では、カテゴリの分類、デザイン等を、利用者の利便性向上を最優先として見直す必要があると考え、本業務を実施する。

本業務では、ホームページ利用者の利便性向上を念頭に置いた情報分類、ホームページデザインの見直しを行うとともに、災害発生等の緊急時、近年急速に普及しているスマートフォンやタブレット端末などへの対応を行うとともに、外部からの攻撃に対応できるセキュリティ対策の強化、運用コストの削減を図る。

3. 基本方針

下記のリニューアル方針に基づいて本業務を実施すること。

- (1) 本町の魅力・特色を町内外へ効果的に発信できるホームページであること
- (2) 利用者が必要とする情報に簡単にたどりつき、より多くの情報を提供できるホームページであること
- (3) 職員によるコンテンツの作成・更新の容易性を高め、同時にアクセシビリティや JIS X 8341-3 : 2016 「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器・ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」（以下、JIS8341-3）に配慮し、ページ全体がレベル AA 準拠したホームページコンテンツを作成できること
- (4) 職員の誰もが簡単に情報を掲載でき、統一されたデザインのホームページ更新ができること。

(5) 災害発生等の緊急時でも迅速かつ継続的に情報を提供できるホームページであること。

(6) 拡張性の確保及び柔軟性の高い保守運用対応が可能なホームページであること。

4. 業務内容

- (1) ASP サービスの提供及び保守管理
- (2) CMS のシステム構築・設定
- (3) 埼玉県セキュリティクラウドとの接続
- (4) カテゴリ分類、掲載内容等のコンサルティング
- (5) サイト設計及びトップページほか各ページの企画・デザイン
- (6) 観光に特化したサブサイトの構築
- (7) 各種ツール（外国語自動翻訳ソフト、音声読み上げソフト等）の構築
- (8) コンテンツ作成及びコンテンツ移行
- (9) 操作研修及び各種マニュアル作成
- (10) 運用サポート、保守、障害対応

5. 対象ホームページ

小川町公式ホームページ (<http://www.town.ogawa.saitama.jp/>配下)

6. 要求仕様

(1) システム構築

① 運用

- ・サーバについては、CMS・WWWサーバ等を庁外のデータセンターに設置し、受注者において管理・運用・保守を行うASPまたはSaaS型とする。
- ・データセンターについては、別紙「データセンター要件一覧表」の項目をすべて満たすものとする。
- ・災害時等緊急の場合、小川町役場以外の場所からでも本町ウェブサイトの更新が可能となる仕組みを提案すること。
- ・インターネット網からのWEBサーバへの接続は、埼玉県セキュリティクラウドを経由した接続とする。埼玉県セキュリティクラウドの利用におい

てASPサービスに係る情報提供及び通信機器の設定、WEB及びFTP接続試験、Eメール送信試験等について受託者が責任を持って行うこと。

設定、試験等に費用が発生する場合は、その費用も提案見積金額に含めること。埼玉県セキュリティクラウド内のプロキシサーバ、DNSサーバ、SMTPサーバ、通信機器の設定等については、本町が行う。

- ・ CMSサーバのアクセス性能については、複数のユーザーが同時に作業をした際にもストレスなく作業ができること。
- ・ クライアント端末からCMSサーバへのアクセスは、接続元のグローバルIPアドレスにより制限すること。
- ・ クライアント端末からCMSサーバへは、ブラウザを通じて、IDとパスワード認証にてログインを行うこと。
- ・ 運用するサーバは、クロスサイトスクリプティング等の脆弱性に十分な対策を行うこと。
- ・ セキュリティ対策には万全を期すこと。また、運用するサーバにはウィルス駆除ソフトにより、ウィルスの侵入を防止するとともに、常に最新のパターンファイルをダウンロードする環境を構築すること。
- ・ CMSで作成・公開するページは、SSL暗号化通信に対応させること。なお、SSLの更新手続きは、受注者が責任を持って行うこと。SSL使用による費用が発生する場合は、その費用も見積りに含めること。
- ・ 登録職員やページ数の増加によるライセンス料金が発生しないこと。
(職員数は200人、承認者20人を想定。)
- ・ システムの導入後も定期的にリビジョンアップ等により機能強化を行えること。
- ・ システム運用に係る機器は、データセンターに設置するものとし、その運用主体は情報セキュリティマネジメントシステム(ISO 27001)の認定取得企業であること。
- ・ 庁内LAN(小川町役場の情報系ネットワーク)上で動作するクライアント端末から作成・更新・管理業務が行えること。利用するクライアント端末には、別途アプリケーションのインストール等することなく、ウェブブラウザのみで動作可能であること。

② パッケージ・実績等

- ・ 提案するCMSは、県等他自治体で稼働実績をもつパッケージソフトであ

ること。

パッケージに無い機能はカスタマイズまたは他のソフトとの連携を可とするが、見積金額にはオプション・カスタマイズ・他ソフトの構築・運用費など全て含めること。

③ 報告書等

- ・本業務の各工程において、下表に示すドキュメント（紙媒体1部、電子媒体1式）を作成し、遅延無く提出すること。なお、提出時期については、本町と協議の上適切な時期を設定する。

帳票名	内容等
業務計画書	業務体制、詳細スケジュール、連絡体制など
庁内向け運用マニュアル	リニューアル後のホームページの作成・運用とアクセシビリティ対応に関する職員向けマニュアル
システム設定関係	サーバ設定関連資料等など
議事録	本町と受託事業者の打合せ内容の議事録
その他	その他本町が必要と判断した書類

④ 編集管理機能

- ・別紙様式1「CMS機能要件一覧表」を参照すること。

(2) ホームページ要件

① コンサルティング

- ・現行ホームページのコンテンツの現状調査を行い、カテゴリ分類、情報分類、掲載内容等のコンサルティングを行うこと。
- ・移行コンテンツの精査分析を行うこと。

② 企画・デザイン

- ・ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮し、目的とするコンテンツに、原則3クリック以内、最大でも5クリック程度で到達できるサイト構造とすること。
- ・トップページのデザインや項目などは互いに協力して妥協することなく作成すること。パソコン、スマートフォン、タブレット等の閲覧者環境の多様化に対応し、各々の環境で適切に町公式ホームページが表示され

るようにすること。

- ・ 詳細情報ページおよび分類中間ページは、トップページのデザインとの統一性を確保すること。
- ・ デザインなどが特殊なテンプレートは事前に本町と協議の上、準備すること。
- ・ 稼働後のトップページレイアウトの変更が容易であること。
- ・ トップページほか各ページに関する素材等を作成し、元データを本町に提供すること。なお、データは一部修正して本町が利用することができるものとする。
- ・ ホームページ制作上の最新技術等の情報提供、提案を行うこと。

③ トップページ

- ・ カテゴリ分類に基づき、ローカルナビゲーションメニューを配置できること。
- ・ 災害用のトップページ切替機能があること。
- ・ トップページに緊急情報が表示でき、トップページへの表示、非表示が設定できること。
- ・ サイト全体の構造が容易に理解できるサイトマップを配置すること。
- ・ アクセスランキングを簡単な操作で表示できること。
- ・ トップページにバナー広告を掲載できること。（20個程度を想定）また、バナー広告クリック数の集計ができること。

④ サブサイト構築

- ・ ヘッダー、フッター含め町の公式トップページと統一性のあるトップページ画像・トピックス・新着情報・オリジナルメニュー等を表示するサブサイトを構築できること。

⑤ コンテンツ作成・移行

- ・ 音声読み上げサービスに対応したコンテンツとすること。

閲覧者の使用する Web ブラウザは以下のものを想定し、これらのブラウザで適切に表示されるとともに、モバイル端末でも、適切に表示されるように構築すること。

- ・ Microsoft Edge 最新バージョン
- ・ Firefox 最新バージョン

- ・ Google Chrome最新バージョン
- ・ iOS Safari最新バージョン
- ・ Android Google Chrome最新バージョン
- ・ すべてのコンテンツにトップページへのリンクを用意すること。
- ・ すべてのコンテンツにパンくずリストを自動作成すること。
- ・ 本町職員がパソコン向けコンテンツを作成・更新することにより、スマートフォン、タブレット等の閲覧者の環境に対応したページが自動的に生成されること。
- ・ 既存環境のコンテンツ及び分類ページを新規の環境へ移行すること。
移行するページ数は3,000ページを想定する。
- ・ デザインの確認及び移行データ・CMS機能を検証する際は、本町のパソコンから確認できる環境を用意すること。
- ・ 本町の検証において不備が発覚した場合は、受託者にて修正対応すること。

⑥ アクセスログ解析

- ・ 庁内 LAN 接続端末からアクセスログが簡単に解析できる機能を提供すること。なおGoogle Analytics 等も可とするが、以下の機能は満たしていること。他有効なシステム等あれば提案すること。
- ・ 日別・月別等の確認、解析が行えること。
- ・ 解析結果のデータはCSV ファイル等で容易に保存、出力できること。
- ・ バナー広告クリック数を日毎・月毎等の確認、解析ができること。

⑦ 検索エンジン

- ・ フリーワード検索、絞り込み等の検索機能を有し、サイト内検索ができること。CMSではなく、フリーの検索エンジンでも可とする。

⑧ 外国語翻訳

- ・ すべてのコンテンツを英語、中国語（簡体語・繁体語）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ベトナム語に自動翻訳する機能を提供すること。なおGoogle翻訳での対応も可とする。

⑨ アクセシビリティ

- ・ 原則、日本産業規格「JIS X 8341-3:2016」達成レベルAA に準拠すること

と。

- ・リニューアル後、「JIS X 8341-3:2016」及びウェブアクセシビリティ基盤委員会の「試験実施ガイドライン」を参考に試験を実施し、試験結果を提出すること。試験ページは30ページとする。

また、JIS 試験とは別に、移行対象の全ページに対して総務省より配布されたアクセシビリティ評価ツール（miChecker）を用いて移行コンテンツ全ての検査を行い、その結果も合わせて報告すること。「問題あり」や「問題の可能性大」の結果を受け、「問題あり」「問題の可能性大」がなくなるまで修正を行うこと

- ・「JIS X 8341-3:2016」、「みんなの公共サイト運用モデル（2016年度改訂版）」に基づき、本町と協議の上、「ウェブアクセシビリティ方針」を策定すること。

⑩ セキュリティ

- ・サーバについては、常に最新バージョンを維持してウィルス感染等を防止すること。
- ・情報漏えい対策が十分にとられていること。
- ・異常または障害が発見された際には、直ちに本町へ連絡すること。
- ・運用するサーバおよびアプリケーションは、SQLインジェクション、クロスサイトスクリプティング等の脆弱性がないこと。また、OSやアプリケーションにセキュリティホール等の脆弱性が発見された場合、早急にセキュリティパッチを適用するなど、一部の例外を除き、追加の費用なしに修補すること。

(3) 職員研修等

- ・操作マニュアル（CMS 管理者用・作成者用・承認者用）を作成し、紙媒体及び電子媒体にて提出すること。
- ・作成者向け操作研修（職員120名程度、6回（3日間）それぞれ2時間程度）を行うこと。
- ・承認者向け操作研修（職員数20名程度、1回（1日間）1時間程度）を行う
- ・管理者向け研修（職員5名程度、1回1時間程度）を行うこと。
- ・研修用システム環境及び講師・サブ講師・研修用テキスト（人数分）については受注者が用意すること。（会場及びインターネット接続パソコン等機器は本町で用意する）ただし、他に有効な研修方法があれば、提案

すること。

(4) 運用・保守

- ・保守体制及び連絡先等を明確にした保守体制表を作成すること。
- ・保守体制表には本町と受注者の連絡体制や情報発信方法などを具体的に示すこと。
- ・障害が発生した場合は、速やかに対応を行うこと。
- ・システム障害、システム設定変更等の連絡窓口を一本化すること。
- ・セキュリティの脆弱性が発見された場合は、町の同意を得た後、修正プログラム、セキュリティパッチの提供、バージョンアップ及び設定変更等の対策を速やかに行うこと。なお、事前に動作確認を行うなど、運用に影響を与えないこと。
- ・オリジナルのパッケージソフト、オープンソース（OSS）として公開されているパッケージソフトに関わらず、運用・保守費用に本対応費用を含めること。
- ・稼働後も円滑なホームページ運営ができるように CMS 管理者を対象とした問い合わせ窓口の設置などのサポートを行うこと。
- ・上記問い合わせ窓口は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分内（土日・祝日を除く）において電話・メールでのサポートを行うこと。なお、サポートは、本町のサイトを熟知した者が行うこと。
- ・システムに障害が発生した場合のために必要なバックアップを行うこと。なお、バックアップは媒体または別サーバに行い、日次 5 世代を管理すること。
- ・システムに障害が発生した場合、迅速に検知するためにシステム監視を行うこと。
- ・ログの管理を行い本町の指示があればログの提出に対応すること。
- ・修理は、障害の発見から、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分内においては 1 時間以内、夜間及び休日においては 2 時間以内に着手すること。

(5) システム監視

- ・システム監視ツールを活用して稼働監視を実施し、システムの可用性を確保すること。
- ・異常発生時には障害時対応マニュアルに基づき迅速に対応し、障害の局所化、システム停止の回避や停止時間の最短化に努めること。

- ・具体的な監視項目は以下の通りとする。
 - ア ネットワーク稼働監視
 - イ ネットワーク負荷状況（トラフィック）
 - ウ サーバの稼働監視
 - エ プロセス監視（OS系、アプリケーション系）
 - オ ログ監視
 - カ サーバの負荷監視（CPU、メモリ、ディスク）
 - キ 不正侵入検知（ワームや Dos 攻撃等の不正なパケットの検出）
 - ク サーバ上のファイルの改ざん
- ・サーバ及び運用管理端末のコンピュータウイルス対策や、本システムに対する不正アクセス等のチェックを常に実施するなど、万全なセキュリティ管理を行うこと。
- ・ウイルスや不正アクセスを検知した場合には、直ちに適切な対応を実施すること。不正侵入、障害を検知した場合はすみやかに本町へ報告し、対策を講じること。
- ・障害時の早期回復のため、1日1回以上バックアップを行うこと。
- ・バックアップデータは日次5世代管理すること。
- ・計画停止の際は、やむを得ない場合を除き以下の予定で本町へ連絡すること。
 - ア 利用者側（住民側）：3週間前
 - イ 管理者側（職員側）：1週間前
- ・セキュリティに関する理由などにより、それがシステムに与える影響が大きいと判断した場合には、システムの緊急停止を行い、すみやかに本町に報告すること。

(6) 障害対応

- ・障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順、再発防止のための方策などについて障害管理計画を作成し、安定的な稼働管理を行うこと。
- ・障害が発生した場合は、本町に迅速に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰すること。また、本町が障害を発見した場合、電話、メールによる問い合わせに対応すること。
- ・データセンターにおいて障害の一時切り分けを実施すること。
- ・稼働診断、定期点検等により障害の予防を行うこと。
- ・障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発防止を行うこと。

(7) バージョンアップ対応

- ・CMS に対して性能や品質強化、新たな機能の追加及び新たな OS やブラウ

ザへの対応等、契約の範囲内において対応すること。また、CMS バージョンアップは年 1 回以上実施すること。なお、過去のバージョンアップ内容について提案書に明記すること。

(8) 問い合わせ対応

- ・問い合わせ窓口（サポート窓口）があり、操作に関する問合せ等に対応できる体制があること。
- ・原則として平日（土・日曜日、祝日を除く）の 8 時 30 分から 17 時 30 分までとする。ただし、緊急時は、本町と協議の上対応すること。また、原因の究明、対処・復旧作業等までのスケジュールを本町と協議の上、確実に実施すること。
- ・問い合わせの受付／回答手段は、電話、FAX、電子メールとする。ただし、緊急性の高いものについては電話を利用すること。

(9) 災害時・緊急時の対応

- ・24 時間 365 日の監視体制があり、休日・夜間であっても迅速に対応すること。
- ・災害時・緊急時のサポートは別途費用なしで対応すること。
- ・大規模災害の発生により、庁舎内パソコンから CMS にアクセスできないケースを想定し、庁舎外からウェブページを作成・公開できる仕組みを実現すること。なお、ホームページ更新を継続するための工夫について提案書に明記すること。

7. 著作権等

- (1) 小川町公式ホームページに掲載する情報(テキスト、画像、PDF 等)に関する著作権は、原則として小川町に帰属すること。ただし、一部の画像などの著作権は、原作者が所有する。著作権法上の「私的使用」や「引用」の範囲を越えて無断で転用、引用、複製などを行うことはできない。
- (2) 業務の成果品等に、受託業者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本町は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

8. 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

9. その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定すること。